

令和2年皆野町農業委員会第5回定例総会議事録

1. 開催期日 令和2年5月22日（金）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時00分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	大濱英一	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する意見について

1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

1件

8. 事務局 玉谷泰典、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。今回も全員の方にご出席いただきました。
コロナの影響により様々なイベントは中止になるものが多いようですが、そのような状況でも皆さんにはお集まりいただきまして大変ありがとうございます。
コロナも収束に向かって動いているようですが、全くの0になることは無いと思います。しかし、限りなく近くなるよう、今までの生活ようになって行ったら良いと思います。
本日は議案も少ないですが、慎重に審議いただきまして、またスムーズに終了いたしますようにご協力をよろしく願いいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。
議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長お願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は19名です。
定足数に達しておりますので、これより令和2年皆野町農業委員会第5回定例総会を開会いたします。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。
次に議事録署名人に、
13番、新井義虎委員
14番、大濱英一委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、
13番、新井義虎委員
14番、大濱英一委員をお願いいたします。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題といたします。
番号1について審議いたします。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に

対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

説明します。19日に浅見委員、事務局の3人で現地を見て参りました。

場所になりますが、地図を見ていただきまして、〇〇〇をちょっと行きますと〇〇の信号機があります。〇〇の信号機の直ぐ手前、左側に〇〇の〇〇〇があります。その〇〇〇の脇を〇〇方面に100m位行きますと〇〇〇があります。〇〇〇に沿って申請地の3筆があり、1筆だけその先100mくらいのところになります。

既にこちらはぶどう畑として、先ほど説明のあったとおり耕作されております。熱心にぶどうを栽培しております問題ないと思いません。審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、私も農地の状況確認に同行して参りましたが、土屋委員から説明のありましたとおりで特に補足することはありません。ご審議の程お願いいたします。

これより本件に対する質疑を行います。

1番
横田委員

今回所有権移転する面積は、〇〇〇㎡で、借入地は〇〇〇㎡となっていますが、この差分はどうなりますか。

事務局

今回の申請は、譲受人の父親である〇〇〇〇氏が譲渡人から借りている土地を譲受人である息子の所有にしたいとの申請です。

ですので、借入地で残っているのは他の人から借りている農地になります。

1番
横田委員
事務局

他の人から借りている土地は議案書に含まれていますか。

借入地から、議案書の1ページ目の所有権移転する農地を引いた面積になります。ですので、借入地が今回の申請地の面積と一致しないのは、他の人に借りている農地があるためです。

1番
横田委員
浅見会長

わかりました。

父親である〇〇〇〇氏が借りているところの大部分を所有権移転するようです。

譲渡人と譲受人は親戚です。〇〇〇〇氏は教師を退職して、土地を借りてぶどうをやっていたのですが、今度は息子である譲受人も一緒

に初めまして今回の申請になったようです。
他に質疑はございますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採択いたします。
本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。
本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について1件を議題といたします。
番号1について審議いたします。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

説明します。同じく19日に浅見委員、事務局と現地を見て参りました。
場所ですが案内図を見ていただいて、先ほどの議案で説明した〇〇の信号機を〇〇方面に坂を上って200mちょっと行ったところ、ちょうど坂を上がりきったところ、そこから右の方に200mくらい入って、左に100mくらい入ったところが申請地になります。
写真に写っている住宅が自宅になりまして、手前の田んぼになっているのが申請地ですが、耕作されていない状態です。
自宅の直ぐ隣ということで、資材置場には適していると思います。
周りの畑に迷惑がかかるものではないようですので支障ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、私も農地の状況確認に同行して参りましたので説明いたします。

土屋推進委員の説明のとおりで特に補足することはございません。審議の程よろしく願いいたします。

これより本件に対する質疑を行います。

出席員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

以上ですべて終了となります。ありがとうございました。